

第1章 事業の総合的な目的

1-1 計画策定の沿革

浅間山熔岩樹型は、天明3（1783）年の浅間山噴火の際に浅間山火口から噴出した火砕流が山麓の樹木を覆い、冷え固まった後に樹木が腐朽あるいは焼失したことによって形成された井戸状の窪みである。昭和4年、八木貞助氏による最初の調査により熔岩樹型が存在することが確認され、昭和15年に国の天然記念物としての指定を受けた。さらに、昭和27年には国の特別天然記念物に指定された。群馬県における特別天然記念物は「浅間山熔岩樹型」と「尾瀬」のみであることから、この浅間山熔岩樹型がいかに貴重なものであるかがうかがい知れる。

昭和50・51年には、第4区分布地である大字鎌原字藤原地区において指定地内の別荘開発が進行しているなか、このままでは熔岩樹型が壊滅状態になる恐れがあるとして、国・県の補助金を受けた全面調査及び指定地域の一部買い上げ（約3ha）を行い、第4区分布地に係る「浅間山熔岩樹型保存管理計画」が策定された。その後、嬭恋村教育委員会による日常的管理がなされ、保護柵、解説案内板、見学路、導入案内板等の施設も設置された。

浅間山熔岩樹型保存管理計画の策定から20数年が経過した平成7年頃になると、熔岩樹型までのアクセス道の変容や熔岩樹型地における散策・見学者のニーズの多様化が生じ、この貴重な天然記念物が生かし切れていないという意見が多く聞かれるようになった。それを受け、嬭恋村教育委員会ではこの貴重な天然記念物をどう保存・活用するべきか検討するため、文化庁、群馬県文化財保護課の指導を受けて「浅間山熔岩樹型調査委員会」を組織し、平成7年11月に第1回目の調査委員会を開催し管理活用計画を検討したが、報告書刊行までに至らなかった。

平成19年度には、地元住民を中心とするボランティア団体の浅間山熔岩樹型保護委員会が組織化され、保護員に熔岩樹型の管理のあり方を説明することが必要となる。そこで、嬭恋村教育委員会では、過去に報告書刊行までに至らなかった資料や提言項目を盛り込み、これからの浅間山熔岩樹型を保存・活用・整備していくための熔岩樹型が置かれている現状と今までの経緯をまとめた「浅間山熔岩樹型（村有地内）管理活用指針」を作成し、今日まで嬭恋村及び地元ボランティア団体等を中心に管理を継続してきた。

しかし、昭和15年の指定以来、このような熔岩樹型の調査や検討が何度か繰り返されるも、指定地全域に及ぶ調査・検討は実施されていなかった。また、指定地の調査や境界杭の設置、悉皆的な分布調査などが行われてこなかったために、正確な指定地の位置や熔岩樹型の分布範囲が把握されていなかった。

そのような状況下で、平成28年9月に嬭恋村南部及び長野原町全域が「浅間山北麓ジオパーク」として日本ジオパークに認定され、熔岩樹型は浅間山北麓ジオパークにおける重要なジオサイトの一つに位置づけられた。日本ジオパーク委員会による審査結果の中では、熔岩樹型に関して法的に保護されている範囲と実際の分布域に不一致があり、最新の科学的知見が十分に反映されていないことを具体的な解決期限とともに指摘された。これを契機とし嬭恋村教育委員会では、熔岩樹型を適切に保存し広くその価値を伝えるため、平成30年度から令和2年度にかけて国庫補助事業の天然記念物緊急調査事業を実施し、令和3年度に浅間山熔岩樹型保存活用計画を策定することとなった。

1-2 目的

浅間山熔岩樹型が天然記念物に指定されて80年が経過し、熔岩樹型を取り巻く状況は大きく変化している。それを踏まえ、本計画では最新の科学的知見に即した熔岩樹型の本質的価値と現状の課題を再確認し、長期にわたり地域住民によって守られてきた熔岩樹型をより適切に保存し整備活用を進めるための基本方針を定めることを目的とする。

1-3 計画区域

本計画の対象区域は、以下の項目と図のとおりとする。なお、分布地については図4-1～4-3を参照。

<ul style="list-style-type: none"> 浅間山熔岩樹型第1～4区指定地 	<ul style="list-style-type: none"> 浅間山熔岩樹型第1～4区分布地 (緊急調査によって熔岩樹型が確認された各指定地及びその周辺)
<ul style="list-style-type: none"> 鬼押し溶岩流崖線及び風穴へのアクセス道 	<ul style="list-style-type: none"> 4区へのアクセス道 (国道144号、県道235号、浅間高原シャクナゲ園から4区へ至る道)
<ul style="list-style-type: none"> スカイロックトレイルコース及びその拠点施設 (長野原町営浅間園) 	<ul style="list-style-type: none"> 有料道路から1区へ至る気象庁作業道 (一般人立ち入り禁止)

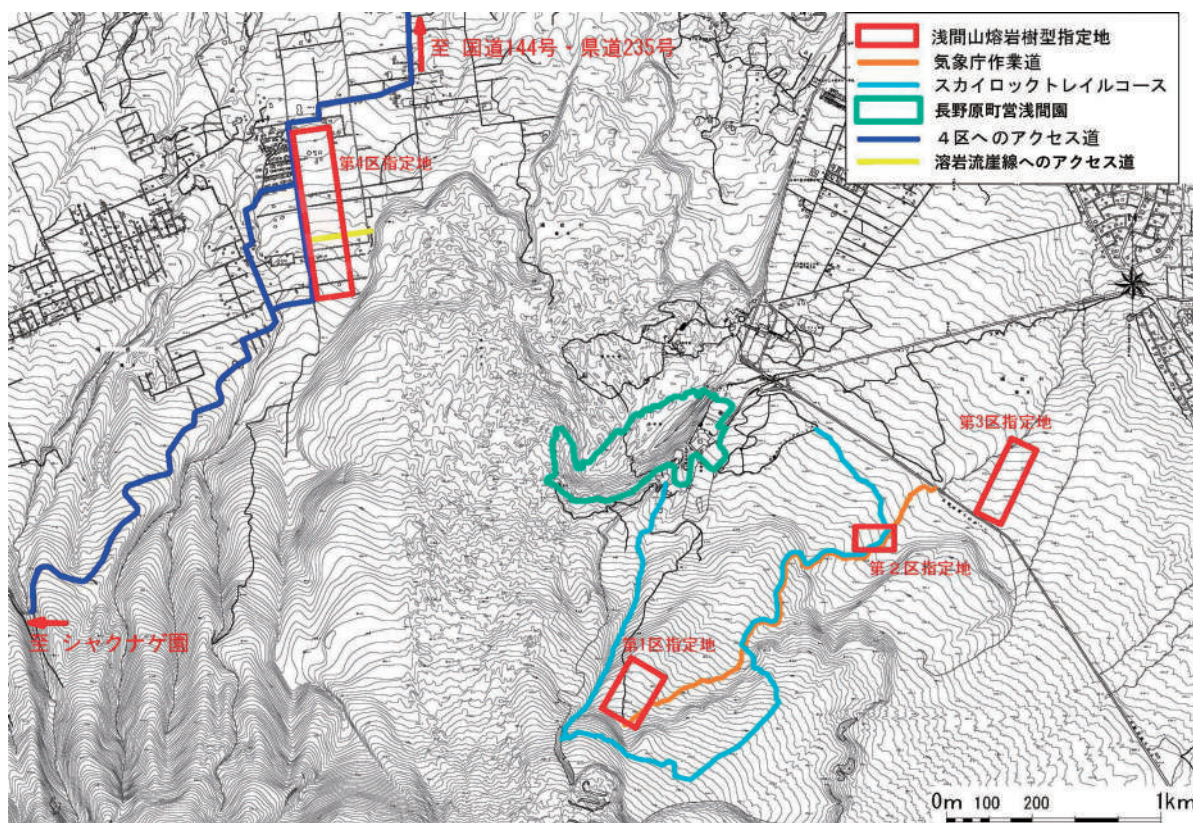


図1-1 計画区域図

1-4 本計画の位置づけ

本計画は、嬭恋村文化財保護条例のほか、以下の上位・関連計画との整合性を図りつつ本計画の目的を達成するための基本方針を定める。

- ① 第6次嬭恋村総合計画（令和2年度）
- ② 嬭恋の教育5カ年計画（令和3年度）
- ③ 嬭恋村歴史文化基本構想（令和元年12月）
- ④ 嬭恋村景観計画（平成26年12月）
- ⑤ 浅間山北麓ジオパーク保全管理計画（令和2年2月）
- ⑥ 浅間山北麓ジオパーク基本計画（令和3年5月）
- ⑦ 浅間山北麓ジオパーク行動計画（令和3年5月）
- ⑧ 群馬県文化財保存活用大綱（令和2年3月）

① 第6次嬭恋村総合計画（令和2年度）

第6次嬭恋村総合計画は、嬭恋村が策定する嬭恋村のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画である。嬭恋村の将来像実現のため、財源や人員配置も考慮し、持続可能な行財政運営を実現するための指針となるものである。総合計画は、そうした村の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後本村の村づくりの方向性を示す。

総合計画では、6つの基本目標のひとつとして「誰もが高いレベルで学べる教育の村づくり」を掲げ、「文化・芸術活動の推進」という施策を定めている。そのなかで、「今後、村に所在する多様な文化遺産の保存と記録及びその活用と公開を進めることが課題となっている」とし、文化財の保護・継承方針の確立という施策展開を推進するための主要事業として浅間山熔岩樹型整備活用事業が位置づけられていることから、浅間山熔岩樹型保存活用計画の策定は総合計画に基づく具体的な施策の一つになる。

② 嬭恋の教育5カ年計画（令和3年度）

嬭恋の教育5カ年計画は、「村民憲章が求める人間性豊かな村民の育成」を課題とし、その課題の実現に向けて、教育基本法・幼稚園教育要領・保育指針・学習指導要領の趣旨に基づき群馬県教育行政方針並びに嬭恋村総合計画等を踏まえ、「学校づくり」「家庭づくり」「地域づくり」を施策の柱に村の教育行政を推進するものである。「地域づくり」の施策の重点として「文化・スポーツの振興」が教育方針に掲げられ、具体的には「文化財の保護と活用、伝統文化の伝承活動の奨励」が重視されている。

③ 嬭恋村歴史文化基本構想（令和元年12月）

嬭恋村歴史文化基本構想は、火山国日本の災害復興モデルでもあり火山が生み出す大地の恵みを生かした先例として知られる嬭恋村で受け継がれてきた文化財の優位性を理解し、歴史・文化を「守り・育て・伝える」ことの大切さを継承するため、地域住民と周辺地域との連携を強化し、次世代への継承を持続可能とするための指針とすることを目的として、嬭恋村が策定した構想である。構想では、歴史文化の伝統と伝承を守りつつ、さらに進化させることを基本理念として掲げている。

④ 嬭恋村景観計画（平成26年12月）

嬭恋村景観計画は、村内の美しい景観を保全し、住民等が愛着や安らぎを感じることができる良好な景観を将来に渡って受け継いでいくことを目的として策定されたものである。浅間山熔岩樹型は、嬭恋

村の景観資源のひとつに数えられ、山並自然景観地区のうち、最も嬭恋村を代表する自然景観であり、今後の景観の保全が必要な「景観形成重点地区」内に所在している。当該地区は、「広大な自然や、歴史を活かした嬭恋村特有の景観づくり」を骨子として、「自然環境の保全、山並みの眺望に配慮した景観形成を図ること」を方針に掲げている。具体的な方策としては、自然公園法の基準を運用した景観形成及び文化財保護法に基づいた景観保全を図ることを示している。

⑤ 浅間山北麓ジオパーク保全管理計画（令和2年2月）

浅間山北麓ジオパーク保全管理計画は、浅間山ジオパーク推進協議会によって策定され、保全の目的や考え方を総括的に示した計画である。計画では、浅間山北麓ジオパーク内で自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法などの法令で守られている範囲を「ジオパーク保全推進区域」とし、その中でもジオパークの「鬼押し出エリア」に分類される浅間山熔岩樹型は、最も貴重な地質遺産に位置づけている。

⑥ 浅間山北麓ジオパーク基本計画（令和3年5月）

浅間山北麓ジオパークが目指す基本的な姿を明らかにし、取り組みの方向性を示す計画。日本ジオパーク委員会による再認定審査の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、ジオパークのエリアを構成する自治体の総合計画・総合戦略との関連を考慮しながら、5年ごとに見直しを行う。

⑦ 浅間山北麓ジオパーク行動計画（令和3年5月）

浅間山北麓ジオパーク基本計画に示すビジョンに基づき、浅間山北麓ジオパークの質の維持・向上を図るために、中期的に取り組むべき具体的な内容を示す。地域の実情や、ジオパークを取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、ジオパークの適正な管理運営のために必要がある場合は、柔軟に見直しを行う。

⑧ 群馬県文化財保存活用大綱（令和2年3月）

平成30年の文化財保護法改正により都道府県による文化財保存活用大綱の策定が制度化されたことに伴い、群馬県においても、県内文化財の保存・活用のための基本的な方針を示すとともに、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を推進するために策定された。

1-5 関連事業

火山噴火緊急減災対策 浅間山直轄火山砂防事業

火山活動の状況に応じた機動的な緊急対策を行い、火山噴火に伴う土砂災害（融雪型火山泥流等）の被害を出来る限り軽減（減災）するため、国土交通省による浅間山直轄火山砂防事業が平成24年度から実施されている。熔岩樹型第4区分布地に隣接する東泉沢、大堀沢においても砂防堰堤設置が計画されている。